

平成 26 年 3 月 26 日

消 防 庁

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見募集の結果及び省令の公布

消防庁では、消防法施行規則の一部を改正する省令（案）の内容について、平成 25 年 12 月 27 日から平成 26 年 1 月 30 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、12 件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見募集の結果を踏まえ、当該省令等を公布しました。

1 改正内容

今回の消防法施行規則の一部を改正する省令の主な改正事項は、以下のとおりです。

- (1) 消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号）により、避難が困難な者が入所する社会福祉施設等については延べ面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務づけられたことに伴い、消防法施行令第 12 条第 1 項第 1 号に規定する「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定めるもの」について見直しを図るとともに、同号に規定する「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者」について定めるものです。
- (2) 自主表示対象機械器具等に係る届出事項の見直しを行うほか、所要の規定の整備を図るものです。

2 意見募集の結果

省令案について、平成 25 年 12 月 27 日から平成 26 年 1 月 30 日までの間、意見を募集したところ、12 件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

3 省令の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、以下の省令を公布しました。

- 消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年総務省令第 19 号）



（事務連絡先）
消防庁予防課
（担当：吉村補佐、青島）
TEL 03-5253-7523（直通）
FAX 03-5253-7533

消防法施行規則の一部を改正する省令について（概要）

消 防 庁 予 防 課

【改正概要】

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年総務省令第 19 号）において、消防法施行令（以下「令」という。）第 12 条第 1 項第 1 号に規定する「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定めるもの」及び同号口に規定する「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者」について定めるほか、自主表示対象機械器具等に係る届出事項の見直しを行う等所要の規定の整備を図るものである。

【改正理由】

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号）による令第 12 条第 1 項第 1 号の改正により、令別表第 1（6）項口に掲げる避難が困難な者が多く入所する社会福祉施設には、原則として延べ面積に関わらずスプリンクラー設備の設置が義務づけられた。

これに伴い、スプリンクラー設備の設置を要しない「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの」について、延べ面積 275 m²未満の施設に係る規定を整備するとともに、スプリンクラー設備の設置義務に係る要件の一部である令第 12 条第 1 項第 1 号口に規定する「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者」について、その具体的な内容を定めるものである。

また、消防法施行令の一部改正（平成 25 年政令第 88 号）を契機に、自主表示対象機械器具等の製造業者等が届け出なければならない事項・様式を明確化するほか、所要の規定の整備を図るものである。

【主な改正内容】

（1） 火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造（第 12 条の 2 関係）

○第 1 項第 1 号

新たに設置が義務づけられる延べ面積 275 m²未満の施設について、現行の延べ面積 1,000 m²未満の施設に係る規定を適用する。ただし、延べ面積が 275 m²未満の施設のうち、利用者の居室が避難階のみに存するもので、第 2 項第 2 号の要件を満たすものにあつては、この号に規定する内装制限を要しないもの

とする。

○第2項

延べ面積が100㎡未満の小規模な施設のうち、次の各号のいずれかに定める構造を有するものには、スプリンクラー設備の設置を要しないものとする。

- 一、内装を準不燃材料等で仕上げたもの
- 二、次のイからホまでの避難が容易な構造を有する施設のうち、入所者等が避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により計算した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないもの
 - イ、自動火災報知設備の感知器は、原則として煙感知器を用いること。
 - ロ、居室に屋外及び屋内から容易に開放することができる開口部を設けること。
 - ハ、口の開口部が道又は道に通ずる幅員1メートル以上の通路等に面していること。
 - ニ、口の開口部の形状が、容易に避難することを妨げるものでないこと。
 - ホ、居室から2以上の異なった避難経路を確保していること。

○第3項

共同住宅の住戸を（6）項口の用途に供する施設で、（6）項口の用途に供する住戸全体の延べ面積が275㎡未満のものうち、次の一から七までに定める要件を全て満たす区画を設けたものには、スプリンクラー設備の設置を要しないこととする。

- 一、（6）項口の用途に供する各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画すること。
- 二、（6）項口の用途に供する各住戸の主たる出入口が開放廊下に面していること。
- 三、二の主たる出入口には、防火戸等を設けたものであること。
- 四、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、二の廊下に通ずる通路には準不燃材料で、その他の部分には難燃材料としたものであること。
- 五、二の廊下に通ずる通路を消防庁長官が定めるところにより設けたものであること。
- 六、居室及び通路に煙感知器を設けたものであること。
- 七、（6）項口の用途に供する各住戸の床の面積が100㎡以下であること。

(2) 介助がなければ避難できない者（第12条の3関係）

令第12条第1項第1号口に規定する「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者」は、乳児及び幼児、並びに令別表第1（6）項口（2）、（4）及び（5）に規定する施設に入所する者（同項口（5）に規定する施設に入所する者にあつては、同項口（5）に規定する避難が困難な障害者等に限る。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一、認定調査項目（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）別表第1に掲げる項目をいう。以下同じ。）3の群「移乗」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者
- 二、認定調査項目3の群「移動」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者
- 三、認定調査項目6の群「危険の認識」において、「支援が不要」又は「部分的な支援が必要」に該当しない者
- 四、認定調査項目6の群「説明の理解」において、「理解できる」に該当しない者
- 五、認定調査項目8の群「多動・行動停止」において、「支援が不要」に該当しない者
- 六、認定調査項目8の群「不安定な行動」において、「支援が不要」に該当しない者

(3) 自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出

自主表示対象機械器具等が規格に適合することを確認する各試験が確実に実施されるよう、自主表示対象機械器具等の製造業者等が総務大臣に届け出る事項を見直し、試験の結果並びに試験に使用した設備及び試験の方法に関する事項のうち消防庁長官が定めるものを届出事項とする。

※ 試験の結果については、別記様式第9号の添付資料として提出を求める。

(4) その他所要の規定の整備

屋外消火栓に関する基準の細目について、所要の規定の整備を行う。

【施行期日】平成27年4月1日（(3)、(4)については公布の日）

【消防法施行規則の一部を改正する省令（案）についての御意見の概要及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>障害者のグループホームには、スプリンクラー設備の設置に代えて、定期的な避難訓練の実施や消火器での消火活動、宿直者や近隣住民との連携を元にした消火活動で安全を確保できないのか。</p> <p>スプリンクラー設備のない居住物件が大多数を占めている現状で今回の省令を出すことは、障害者の居住の自由を侵害しているのではないか。</p> <p>スプリンクラー設備の規制強化について、もう一度丁寧に障害者の声を聞きながら内容を再検討していただきたい。</p>	<p>本件改正は、有識者や社会福祉施設等の関係者、厚生労働省、国土交通省が参加した検討部会における検討・議論を踏まえ、行うものです。障害者のグループホームは、一般住宅と異なり、業として支援を行うものであり、事業活動に伴う責任として、消防法令上の義務を課すこととしています。</p> <p>また、小規模な施設であっても、避難が困難な者を入所させる場合には、火災発生時の避難に時間を要することから、規模にかかわらず原則としてスプリンクラー設備を設置することにより、安全な避難を確保しようとするものです。</p>
2	<p>障害者の暮らす地域のグループホームは、実際にマンションの一室を借り、又は一軒家を借りて3～5人で生活をしているところが多く、物理的にスプリンクラー設備を設置すること自体ができない。また、免除要件も非常に厳しい。</p> <p>障害支援区分の調査項目から基準を出しているが、重度障害者が多くても、むしろ介助者がついていない場合や、マンションを借りていて玄関とベランダのような二つの逃げ場が確保されている場合は免除できることとするなど、柔軟な対応策を検討していただきたいと思う。</p>	<p>スプリンクラー設備の設置を要しない施設の要件について、様々なご意見を踏まえて検討し、共同住宅の一部を用いた施設に係る規定を設けることとしました(第12条の2第3項)。</p> <p>今後、消防法施行令第32条の規定により、避難の安全性が確認されたバルコニーを活用できる建物等、位置、構造又は設備の状況から判断してスプリンクラー設備によらなくとも被害を最小限度にすることができると消防長又は消防署長が認める場合の判断基準について、必要な技術的助言を行う予定です。</p>
3	<p>介助がなければ避難できない者について、認定調査項目で詳細に定めているが、わかりにくいため簡潔にしていきたい。</p>	<p>今回の「介助がなければ避難できない者」の判断基準は、有識者や障害者施設等の関係者、厚生労働省、国土交通省も参加した検討部会における議論・検討を反映したものです。障害支援区分だけでは判断できないため、認定調査項目を基準に判断</p>

		<p>することとしていります。</p> <p>今回いただいたご意見は、運用についての検討を行うに当たり、参考とさせていただきます。</p>
4	<p>今回示されたスプリンクラー設備の設置の免除要件に該当するものはほとんどないため、夜間の支援体制、共同住宅の上層階における退避可能なスペースの有無等、小規模な障害者グループホーム、とりわけ賃貸物件利用の実情を踏まえた「対応可能な安全対策」の再検証を強く求める。</p>	<p>スプリンクラー設備の設置を要しない施設の要件について、様々なご意見を踏まえて検討し、共同住宅の一部を用いた施設に係る規定を設けることとしました(第12条の2第3項)。</p> <p>今後、消防法施行令第32条の規定により、避難の安全性が確認されたバルコニーを活用できる建物等、位置、構造又は設備の状況から判断してスプリンクラー設備によらなくとも被害を最小限度にすることができると消防長又は消防署長が認める場合の判断基準について、必要な技術的助言を行う予定です。</p>
5	<p>設置免除要件のひとつとして「避難できない者が多数を占めない場合」とあるが、重度障害者のいるホームでは泊まり介助を配置する割合も高く、むしろ安全と言える。当方では入居者7人に対し4名の介護を配置している。泊まりの支援体制も加味すべきである。</p>	<p>今回いただいたご意見は、運用についての検討を行うに当たり、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、消防法施行令第32条の規定により、位置、構造又は設備の状況から判断してスプリンクラー設備によらなくとも被害を最小限度にすることができると消防長又は消防署長が認める場合の判断基準について、必要な技術的助言を行う予定です。</p>
6	<p>前回の改正に伴い、自動火災報知設備や火災通報装置の設置を行ったが、住みながらの後付け工事はとても大変だったため、スプリンクラー設備の設置は、日常の支援と費用の両面で、非常に困難である。</p> <p>消防用設備のこれ以上の規制強化は、障害者が築いてきた地域の暮らしを継続できなくさせてしまう。むしろ、自動</p>	<p>今回いただいたご意見は、運用についての検討を行うに当たり、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、消防法施行令別表第一(6)項口の施設に自動火災報知設備と火災通報装置の連動を義務づける消防法施行規則の一部改正を平成25年12月に行っています(平成27年4月施行)。</p> <p>また、消防法施行令第32条の規定によ</p>

	<p>火災報知設備と火災通報装置を連動させ、火災通報装置は逆信を取らなくても消防隊に出動して頂けるようお願いしたい。</p>	<p>り、位置、構造又は設備の状況から判断してスプリンクラー設備によらなくとも被害を最小限度にすることができると消防長又は消防署長が認める場合の判断基準について、必要な技術的助言を行う予定です。</p>
7	<p>支援体制や夜間の体制を考慮して、設置を考えるべきではないか。避難路の確保や防火設備の設置等で十分配慮できるのではないか。夜間についても、厚労省と協議をし手厚い夜間体制を確保してから、改正すべきだと考える。</p> <p>身障のグループホームは、特にバリアフリーの設備が要るため物件確保が難しい。スプリンクラー設備の設置義務化になれば大阪市内のグループホームの何軒かは確実にやめざるを得なくなるのではないか。後の物件確保も難しいため、緩和策が必要であると考え。</p>	<p>スプリンクラー設備の設置を要しない施設の要件について、様々なご意見を踏まえて検討し、共同住宅の一部を用いた施設に係る規定を設けることとしました(第12条の2第3項)。</p> <p>なお、消防法施行令第32条の規定により、位置、構造又は設備の状況から判断してスプリンクラー設備によらなくとも被害を最小限度にすることができると消防長又は消防署長が認める場合の判断基準について、必要な技術的助言を行う予定です。</p>
8	<p>規則第12条の2第2項第2号の「出入口」とは施設全体の出入口か、各居室の出入口のどちらを指すのか。</p> <p>後者では、施設の負担が大きすぎる。</p> <p>また、このような疑問が生じないように適切に規定振りを改めるべきだと思う。</p>	<p>第12条の2第2項第2号本文では、居室の区画及び出入口について規定を設けています。</p>
9	<p>消防法施行規則第44条の2第2項第2号関係について、文中の文言を「検査」でなく「試験」に統一し、制定すべきである。理由として、規格省令への適合性を確認する行為については、「試験」とし、届出に係る機械器具等の形状等及び設計図書に適合しているのか確認については、「検査」としているため、使い分けるべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第44条の2第2項第2号の規定については、「試験」に統一します。</p>
10	<p>規則別記様式第9号について</p> <p>① 様式第9号の届出から受理(確認)</p>	<p>① 申請から承認までの期間については、</p>

	<p>までの期間（時間・日数等）が、どのくらい必要なか不明であり、この期間を明確にして頂きたい。</p> <p>この間の期間（時間・日数等）が長くなる場合、お客様に対し、納期（履行期限）への影響が懸念されるため。</p> <p>② 型式欄にどの程度まで書き込めばよいのか。可搬消防ポンプの主要な形状、構造、材質、成分及び性能が明らかになるようにこの欄に書き込むのは困難である。</p> <p>③ 例えば、ポンプ・機関の型式を記載して、詳細は明細書を別紙とし、添付するような形でもよいのか。</p>	<p>定めがありません。規則別記様式第9号及び付随する書類を消防庁へ届出された場合、届出時に書類の内容を確認し、規定どおりのものであれば、その場で受理します。</p> <p>なお、書類に不備があった場合には書類の再提出していただくこととなります。</p> <p>② 動力消防ポンプについては、型式欄の記載の例示について質疑応答を示す予定です。動力消防ポンプについては、従来どおり、消防ポンプ自動車か可搬消防ポンプの別、ポンプの級別、ポンプの型式及び機関型式です。</p> <p>③ ②で示す4つを記載していただければ、明細書の添付は、必要ありません。</p>
11	<p>規則別記様式第9号関係について</p> <p>① 柱書きを「下記の自主表示対象機械器具等について表示を付すこととしますので届け出ます。」に改める。理由として、記には、表示する自主表示対象機械器具等の種類、型式等が記載されているため。</p> <p>② 既に届出された自主表示対象機械器具等に係る届出において提出したものと同一のものである場合は、その旨を示すことであるが、その旨を記載した書類により当該事項に係る書類の提出に代えることができるのか。</p>	<p>① ご意見を踏まえ、「下記の自主表示対象機械器具等について技術上の規格に適合するものである旨の表示を付すこととしますので届け出ます。」と規定します。</p> <p>② 「その旨を「備考」欄に記載すること」と規定し、以前に届出した書類が特定できるように、届出した年月日を記載していただくこととします。</p>
12	<p>規則別記様式第9号について</p> <p>① 「型式」欄の記載内容としての具体的な例はないのか。（形状なども明らかに記載する場合、写真添付もしくは外形図添付などになる）。</p> <p>② 自主表示対象機械器具等に係る届出において、提出した書類と同一の書類</p>	<p>① 動力消防ポンプと消防用吸管以外は、記載内容の例示について、消防庁ホームページに質疑応答に載せていますのでご参照ください。</p> <p>② 規則別記様式第9号「備考」欄に、以前に届け出た書類が特定できるように、届</p>

	<p>である場合は、その旨を示すことで当該事項に係る書類の提出に代えることができるとするが、同一であることを示すには、書類に「書類～は〇〇年に提出した内容と同一である」等の記載のみでよいのか。</p> <p>③ 様式第9号の記載内容については、製品毎に記載するということがよいか。</p>	<p>けた年月日を記載していただくこととします。</p> <p>③ 自主表示対象機械器具等の型式毎に書類を作成し、提出していただきます。届出については、消防庁ホームページに質疑応答を載せていますのでご参照ください。</p>
--	--	---

○総務省令第十九号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第一項第一号及び第九号の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

総務大臣 新藤 義孝

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二の見出し中「防火区画」を「構造」に改める。

第十二条の二第一項第一号ロに次のただし書を加える。

ただし、居室（もつぱら当該施設の職員が使用することとされているものを除く。以下次項において「入居者等の利用に供する居室」という。）が避難階のみに存する防火対象物で、延べ面積が二百七十五平方メートル未満のものうち、次項第二号の規定の例によるものにあつては、この限りでない。

第十二条の二に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物（令第九条の規定により令別表第一(六)項口とみなして同項の規定を適用するものを除く。）のうち、入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存するもので、延べ面積が百平方メートル未満のもの（前項第一号に定めるところにより設置される区画を有するものを除く。）においては、令第十二条第一項第一号の総務省令で定める構造は、次の各号のいずれかに定めるところによるものとする。

一 前項第一号口本文の規定の例によるもの。

二 居室を壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）で区画し、出入口に戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設けたもので、次のイからホまでに適合するものうち、入居者、入所者又は宿泊者（この号において「入居者等」という。）の避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないもの。

イ 第二十三条第四項第一号ニに掲げる場所を除き、自動火災報知設備の感知器は、煙感知器であること。

ロ 入居者等の利用に供する居室に、火災発生時に当該施設の関係者が屋内及び屋外から容易に開放することができる開口部を設けたものであること。

ハ ロの開口部は、道又は道に通ずる幅員一メートル以上の通路その他の空地に面したものであること。
ニ ロの開口部は、その幅、高さ及び下端の床面からの高さその他の形状が、入居者等が内部から容易に避難することを妨げるものでないものであること。

ホ 入居者等の利用に供する居室から二以上の異なつた避難経路を確保していること。

3 第一項の規定にかかわらず、令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物（令別表第一(共)項イに掲げる防火対象物（同表(五)項ロ及び(六)項ロに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものに限る。）の部分で同号の規定を適用するものに限る。）のうち、延べ面積が二百七十五平方メートル未満のもの（第一項第一号に定めるところにより設置される区画を有するものを除く。以下この条において「特定住戸部分」という。）においては、令第十二条第一項第一号の総務省令で定める構造は、次の各号に定める区画を有するものとする。

一 特定住戸部分の各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

二 特定住戸部分の各住戸の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下に面していること。

三 前号の主たる出入口は、第一項第一号二の規定による構造を有するものであること。

四 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを第二号の廊下に通ずる通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。

五 第二号の廊下に通ずる通路を消防庁長官が定めるところにより設けたものであること。

六 居室及び通路に煙感知器を設けたものであること。

七 特定住戸部分の各住戸の床の面積が百平方メートル以下であること。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

（介助がなければ避難できない者）

第十二条の三 令第十二第一項第一号口の介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者は、乳児、幼児並びに令別表第一(六)項口(2)、(4)及び(5)に規定する施設に入所する者（同(5)に規定する施設に入

所する者にあつては、同(5)に規定する避難が困難な障害者等に限る。)のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 認定調査項目(障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第五号)別表第一に掲げる項目をいう。以下、この条において同じ。)三の群「移乗」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者
- 二 認定調査項目三の群「移動」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者
- 三 認定調査項目六の群「危険の認識」において、「支援が不要」又は「部分的な支援が必要」に該当しない者
- 四 認定調査項目六の群「説明の理解」において、「理解できる」に該当しない者
- 五 認定調査項目八の群「多動・行動停止」において、「支援が不要」に該当しない者
- 六 認定調査項目八の群「不安定な行動」において、「支援が不要」に該当しない者

第二十二条第十号ロの式中「0.2MPa」を「0.25MPa」に改める。

第四十四条の二第二項第二号中「書類」を「試験結果並びに試験に使用した設備及び試験の方法に関する事項のうち消防庁長官が定めるもの」に改める。

別記様式第九号を次のように改める。

自主表示対象機械器具等表示届出書

年 月 日

総務大臣 殿

届出者

住 所

氏 名 { 法人の場合は、名称及び代表者氏名 } ㊞

電話番号

下記の自主表示対象機械器具等について技術上の規格に適合するものである旨の表示を付すこととしますので届け出ます。

記

自主表示対象機械器具等の種類	
自主表示対象機械器具等の型式	
※ 製造業者の氏名又は名称	
※ 製造業者の住所又は所在地	
※※ 届 出 番 号	
備 考	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「型式」欄には自主表示対象機械器具等の主要な形状、構造、材質、成分及び性能が明らかになるように記載すること。
 - 3 自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果を消防庁長官が定める様式を基準として作成し、添付すること。
 - 4 試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項のうち消防庁長官が定めるものについては、別葉で添付すること。ただし、既に届出された自主表示対象機械器具等に係る届出において提出したものと同一のものである場合は、その旨を「備考」欄に記載することで当該事項に係る書類の提出に代えることができること。
 - 5 ※印の欄は、自主表示対象機械器具等の輸入業者のみ記載すること。
 - 6 ※※印の欄は、記入しないこと。

附 則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第四十四条の二第二項第二号及び第二十二條第十号口の改正規定は、公布の日から施行する。

消防法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表
 ○ 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（スプリンクラー設備を設置することを要しない構造）</p> <p>第十二条の二 令第十二条第一項第一号及び第九号の総務省令で定める構造は、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、次の各号に定めるところにより、当該防火対象物又はその部分に設置される区画を有するものとする。</p> <p>一 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が千平方メートル未満のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。</p> <p>イ 当該防火対象物又はその部分の居室を準耐火構造（建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造をいう。以下同じ。）の壁及び床で区画したものであること。</p> <p>ロ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料（建築基準法施行令第一条第五号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。ただし、居室（もつぱ</p>	<p>（スプリンクラー設備を設置することを要しない防火区画）</p> <p>第十二条の二 令第十二条第一項第一号及び第九号の総務省令で定める構造は、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、次の各号に定めるところにより、当該防火対象物又はその部分に設置される区画を有するものとする。</p> <p>一 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が千平方メートル未満のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。</p> <p>イ 当該防火対象物又はその部分の居室を準耐火構造（建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造をいう。以下同じ。）の壁及び床で区画したものであること。</p> <p>ロ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料（建築基準法施行令第一条第五号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。</p>

ら当該施設の職員が使用することとされているものを除く。
以下次項において「入居者等の利用に供する居室」という。

）が避難階のみに存する防火対象物で、延べ面積が二百七十
五平方メートル未満のものうち、次項第二号の規定の例に
よるものにあつては、この限りでない。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル
以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下
であること。

ニ ハの開口部には、防火戸（廊下と階段とを区画する部分以
外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時
開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は次に定める構
造のものを設けたものであること

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器（イオン化式
スポット型感知器、光電式感知器及び煙複合式スポット型
感知器をいう。以下同じ。）の作動と連動して閉鎖するこ
と。

(ロ) 居室から地下に通ずる廊下、階段その他の通路に設ける
ものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的
に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床
面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、
一・八メートル以下及び十五センチメートル以下であるこ
と。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル
以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下
であること。

ニ ハの開口部には、防火戸（廊下と階段とを区画する部分以
外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時
開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は次に定める構
造のものを設けたものであること

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器（イオン化式
スポット型感知器、光電式感知器及び煙複合式スポット型
感知器をいう。以下同じ。）の作動と連動して閉鎖するこ
と。

(ロ) 居室から地下に通ずる廊下、階段その他の通路に設ける
ものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的
に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床
面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、
一・八メートル以下及び十五センチメートル以下であるこ
と。

ホ 区画された部分すべての床の面積が百平方メートル以下であり、かつ、区画された部分すべてが四以上の居室を含まないこと。

二 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が千平方メートル以上のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。

イ 当該防火対象物又はその部分の居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

ロ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたるもの。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、建築基準法施行令第二百二十条第一項に規定する特定防火設備である防火戸（以下「特定防火設備である防火戸」という。）（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経

ホ 区画された部分すべての床の面積が百平方メートル以下であり、かつ、区画された部分すべてが四以上の居室を含まないこと。

二 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が千平方メートル以上のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。

イ 当該防火対象物又はその部分の居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

ロ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたるもの。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、建築基準法施行令第二百二十条第一項に規定する特定防火設備である防火戸（以下「特定防火設備である防火戸」という。）（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経

路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に解放されている廊下、階段その他の通路に面し、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること

(ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路にもうけるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ 区画された部分すべての床の面積が二百平方メートル以下であること。

2

前項の規定にかかわらず、令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物(令第九条の規定により令別表第一(六)項ロとみなして同項の規定を適用するものを除く。)のうち、入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存するもので、延べ面積が百平方メートル未満のもの(前項第一号に定めるところにより設置される区画を有するものを除く。)においては、令第十二条第一項第一号の総務省令で定める構造は、次の各号のいずれかに定めるところによるものとする。

路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に解放されている廊下、階段その他の通路に面し、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること

(ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路にもうけるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ 区画された部分すべての床の面積が二百平方メートル以下であること。

(追加)

一 前項第一号ロ本文の規定の例によるもの。

二 居室を壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画し、出入口に戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設けたもので、次のイからホまでに適合するもののうち、入居者、入所者又は宿泊者（この号において「入居者等」という。）の避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないもの。

イ 第二十三条第四項第一号ニに掲げる場所を除き、自動火災報知設備の感知器は、煙感知器であること。

ロ 入居者等の利用に供する居室に、火災発生時に当該施設の関係者が屋内及び屋外から容易に開放することができる開口部を設けること。

ハ ロの開口部は、道又は道に通ずる幅員一メートル以上の通路その他の空地に面したものであること。

ニ ロの開口部は、その幅、高さ及び下端の床面からの高さその他の形状が、入居者等が内部から容易に避難することを妨げるものでないものであること。

ホ 入居者等の利用に供する居室から二以上の異なつた避難経路を確保していること。

3 第一項の規定にかかわらず、令第十二条第一項第一号に掲げる

防火対象物（令別表第一(共)項イに掲げる防火対象物（同表(五)項ロ

（追加）

- 及び(六)項口に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものに限る。)の部分で同号の規定を適用するものに限る。)のうち、延べ面積が二百七十五平方メートル未満のもの(第一項第一号に定めるところにより設置される区画を有するものを除く。以下この条において「特定住戸部分」という。)においては、令第十二条第一項第一号の総務省令で定める構造は、次の各号に定める区画を有するものとする。
- 一 特定住戸部分の各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画したものであること。
 - 二 特定住戸部分の各住戸の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下に面していること。
 - 三 前号の主たる出入口は、第一項第一号二の規定による構造を有するものであること。
 - 四 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを第二号の廊下に通ずる通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。
 - 五 第二号の廊下に通ずる通路を消防庁長官が定めるところにより設けたものであること。
 - 六 居室及び通路に煙感知器を設けたものであること。
 - 七 特定住戸部分の各住戸の床の面積が百平方メートル以下であ

ること。

(介助がなければ避難できない者)

第十二条の三 令第十二条第一項第一号口の介助がなければ避難でき

ない者として総務省令で定める者は、乳児、幼児並びに令別表第

一(六)項ロ(2)、(4)及び(5)に規定する施設に入所する者(同表(六)項ロ

(5)に規定する施設に入所する者にあつては、同表(六)項ロ(5)に規定

する避難が困難な障害者等に限る。)のうち次の各号のいずれか

に該当する者とする。

一 認定調査項目(障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第
五号)別表第一に掲げる項目をいう。以下この条において同
じ。)三の群「移乗」において、「支援が不要」又は「見守り
等の支援が必要」に該当しない者

二 認定調査項目三の群「移動」において、「支援が不要」又は
「見守り等の支援が必要」に該当しない者

三 認定調査項目六の群「危険の認識」において、「支援が不
要」又は「部分的な支援が必要」に該当しない者

四 認定調査項目六の群「説明の理解」において、「理解でき
る」に該当しない者

五 認定調査項目八の群「多動・行動停止」において、「支援が
不要」に該当しない者

六 認定調査項目八の群「不安定な行動」において、「支援が不

(追加)

要」に該当しない者

(屋外消火栓設備に関する基準の細目)

第二十二條 屋外消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一〇九 (略)

十 加圧送水装置は、第十二條第一項第七号イ(ロ)、ロ(ロ)

及び(ハ)、ハ(ハ)から(チ)まで、ニ、ト並びにチの規定の例によるほか、次に定めるところによること。

イ (略)

ロ 圧力水槽を用いる加圧送水装置の圧力水槽の圧力は、次の式により求めた値以上の値とすること。

$$P = p_1 + p_2 + p_3 + \frac{0.25MPa}{}$$

Pは、必要な圧力(単位 メガパスカル)

p1は、消防用ホースの摩擦損失水頭圧(単位 メガパスカル)

p2は、配管の摩擦損失水頭圧(単位 メガパスカル)

p3は、落差の換算水頭圧(単位 メガパスカル)

ハ〜ホ (略)

十一・十二 (略)

(自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出)

第四十四條の二 法第二十一條の十六の四第一項の規定による届出は、型式ごとに別記様式第九号による届出書により行わなければならない

(屋外消火栓設備に関する基準の細目)

第二十二條 屋外消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一〇九 (略)

十 加圧送水装置は、第十二條第一項第七号イ(ロ)、ロ(ロ)

及び(ハ)、ハ(ハ)から(チ)まで、ニ、ト並びにチの規定の例によるほか、次に定めるところによること。

イ (略)

ロ 圧力水槽を用いる加圧送水装置の圧力水槽の圧力は、次の式により求めた値以上の値とすること。

$$P = p_1 + p_2 + p_3 + \frac{0.2 MPa}{}$$

Pは、必要な圧力(単位 メガパスカル)

p1は、消防用ホースの摩擦損失水頭圧(単位 メガパスカル)

p2は、配管の摩擦損失水頭圧(単位 メガパスカル)

p3は、落差の換算水頭圧(単位 メガパスカル)

ハ〜ホ (略)

十一・十二 (略)

(自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出)

第四十四條の二 法第二十一條の十六の四第一項の規定による届出は、型式ごとに別記様式第九号による届出書により行わなければならない

ならない。

2 法第二十一条の十六の四第一項第二号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 表示を付そうとする自主表示対象機械器具等の種類及び型式
- 二 表示を付そうとする自主表示対象機械器具等が法第二十一条の十六の三第一項に規定する総務省令で定める当該自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果並びに試験設備及び試験方法に関する事項のうち消防庁長官が定めるもの

三 表示を付そうとする者が自主表示対象機械器具等の輸入を業とする者である場合においては、当該自主表示対象機械器具等の製造を業とする者の氏名又は名称及び住所又は所在地

3 法第二十一条の十六の四第二項の規定による届出は、同条第一項各号に掲げる事項に変更があつた場合にあつては別記様式第十号、自主表示対象機械器具等の製造又は輸入の事業を廃止した場合にあつては別記様式第十一号による届出書により行わなければならない。

ならない。

2 法第二十一条の十六の四第一項第二号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 表示を付そうとする自主表示対象機械器具等の種類及び型式
- 二 表示を付そうとする自主表示対象機械器具等が法第二十一条の十六の三第一項に規定する総務省令で定める当該自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した書類

三 表示を付そうとする者が自主表示対象機械器具等の輸入を業とする者である場合においては、当該自主表示対象機械器具等の製造を業とする者の氏名又は名称及び住所又は所在地

3 法第二十一条の十六の四第二項の規定による届出は、同条第一項各号に掲げる事項に変更があつた場合にあつては別記様式第十号、自主表示対象機械器具等の製造又は輸入の事業を廃止した場合にあつては別記様式第十一号による届出書により行わなければならない。